

令和7年度 事業報告書

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

I 総括的概要

令和7年度の田原市渥美地区においては、人口減少に歯止めが掛からない状況が目立ち、中小企業経営者の高齢化や後継者不在による廃業等が進む状況が目立つ一年であった。

このような状況の中、渥美商工会は、金融、税務、経理、労務等幅広い情報の周知徹底を図り、業種を問わず窓口を広げ、事業所への巡回窓口相談を積極的に実施した。

経営発達支援計画については、徹底した継続的伴走型支援に重点を置き、AIセミナー(SNSマーケティング、販促物の作成等)、事業計画策定セミナーやBCP(事業継続計画)セミナー、経営分析セミナーなど、事業所の経営力強化に必要な事業を行った。

その他、源泉徴収事務指導、年末調整事務指導及び決算申告指導において事業主自らが申告できるよう、コンピューターを使った日常の記帳業務の推進や決算申告指導会を引き続き開催し、税務署、税理士会との連携をより強化し、e-Taxの更なる普及に努めた。その他外国人技能実習生受入事業、観光事業、地域活性化事業等、地域経済の担い手となる事業を行った。

以上、事業遂行の詳細を次に報告いたします。

II 事項別状況

1 定款、規約、規程

(1) 定 款

令和7年5月14日、通常総代会にて承認可決

1 定款の一部改正

1)改正理由 令和7年6月1日の刑法改正に伴う商工会法の改正を踏まえ、本会定款の一部を改正する。

2)改正事項 第22条第4項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める

・改正の時期 令和7年6月2日から実施する。

(2) 規 程

令和7年7月22日、理事会にて承認可決

1 服務規程の一部改正

1)改正理由 令和7年6月1日施行の刑法の一部改正に伴い所要事項を改正する。

2)改正事項 第31条第1項第17号中「、禁固」を「、拘禁刑」に改める。

・実施の時期 第31条の一部改正は、令和7年7月22日から実施し、令和7年6月1日から適用する。

2 旅費規程の一部改正

1)改正理由 愛知県職員の旅費制度の見直しを参考にするとともに、愛知県小規模事業経営支援事業費補助金運用方針の一部改正に伴い、所要事項を改正する。

2)改正事項

(1)条文の改正

ア 第4条第1項中「、宿泊料」を「、宿泊費、宿泊手当」に改める。

イ 第4条第4項中「、役員等(謝金を支払う学識経験者を除く)の出張及び職員の出張に限り」を「、役員等(謝金を支払う学識経験者を除く)の出張に限り」に改める。

ウ 第4条第6項中、第6条の2第1項第1号中、同条第3項中及び第14条(見出し

- を含む。)中「宿泊料」を「宿泊費及び宿泊手当」に改める。
- エ 第4条第6項中「、1夜限りの定額により支給する」を「、支給する」に改める。
- オ 第9条第2項中「、次の各号のいずれかに該当する場合に限り」を「、次の各号のいずれかに該当する場合には、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情が認められる出張に限り」に改める。
- カ 第9条第2項第1号中「片道80キロメートル以上」を「片道80キロメートル未満」に改める。
- キ 第9条第2項第2号中「片道50キロメートル以上」を「片道50キロメートル未満」に改める。
- ク 第14条中「定額」を「金額」に改める。
- ケ 第15条中「宿泊料」を「宿泊費」に改める
- コ 第19条(見出しを含む。)及び同条第2項を次のように改める。
「(外国旅行の宿泊費及び宿泊手当)
第19条 宿泊費は、その旅行の宿泊のために必要な実費額による。
2 宿泊手当は別表第3の定額による。」
- サ 別表第1の見出しを「国内出張の日当、宿泊費、宿泊手当の額」に改める。
- シ 別表第3の見出しを「外国旅行の宿泊手当、支度料、食卓料及び死亡手当の額」に改める。

(2)別表の改正

- 別表第1 国内出張の日当、宿泊費、宿泊手当の額(第13条及び第14条関係)
- 別表第2 日額旅費の額(第16条関係)
- 別表第3 外国旅行の宿泊手当、支度料、食卓料及び死亡手当の額(第19条及び第20条関係)
- ・実施の時期 第4条、第6条の2、第9条、第13条、第14条、第15条、第16条、第19条及び第20条の一部改正は、令和7年10月1日から実施する。

3 育児休業及び介護休業等に関する規程の一部改正

- 1)改正理由 令和7年10月1日施行の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)の一部改正に伴い、所要事項を改正する。

2)改正事項

(1)条文の改正

- ア 第13条中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。
- イ 第13条の次に次の一条を加える。
「(柔軟な働き方を実現するための措置)
第13条の2 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、柔軟な働き方を実現するために申出ることにより、次のいずれか1つの措置を選択して受けることができる。
(1)始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
(2)短時間勤務
2 第1項第1号に定める始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの措置内容及び申出については、次のとおりとする。
(1)職員は、申出ることにより、服務規程第13条の始業・終業時刻について、以下のように変更することができる。
ア 時差出勤A 午前8時から午後4時45分まで
イ 時差出勤B 午前9時から午後5時45分まで
ウ 時差出勤C 午前9時30分から午後6時15分まで
エ 時差出勤D 午前10時から午後6時45分まで
(2)申出は、1回につき1年以内の期間について、制度の適用を開始しようとする日及び終了しようとする日並びに時差出勤Aから時差出勤Dのいずれに変更するかを明らかにして、原則として、適用開始予定日の1カ月前までに、育児のための時差出勤申出書(様式25)により本会に申出るものとする。
申出があった場合は、本会は申出書を提出した職員に対し、速やかに、育児のための時差出勤取扱通知書(様式26)を交付する。
(3)その他適用のための手続等については、第6条から第8条までの規定(第6条第2項、第3項、第4項、第5項及び第7条第3項を除く。)を準用する。
- 3 第1項第2号に定める短時間勤務の措置内容及び申出については、前条の規定を適用する。
- 4 第1項第1号に定める制度の適用を受ける間の給与及び賞与については、通常の勤務をしているものとし減額しない。

5 昇格、昇給及び退職手当の算定にあたっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

6 第1項にかかわらず、休業協定により、除外されるとされた次の職員は、柔軟な働き方を実現するための措置の適用を受けることはできない。

(1) 採用されてから1年に満たない職員（人事交流により採用し、異動元商工会等との通算勤務年数が1年以上の者を除く。）

(2) 1週間の所定労働日数が2日以内の職員」

(2) 様式の改正

様式1 育児休業等及び介護休業等に関する協定（第3条関係）

様式2 5 育児のための時差出勤申出書（第13条の2関係）

様式2 6 育児のための時差出勤取扱通知書（第13条の2関係）

- ・実施の時期 第3条、第13条、第13条の2の一部改正は、令和7年10月1日から実施する。

令和8年3月18日、理事会にて承認可決

1 給与規程の一部改正

1)改正理由 愛知県職員の民間における支給状況等を考慮した改正を参考に、給料並びに期末手当及び勤勉手当を上げるとともに、夏期（6月）及び年末（12月）の期末手当及び勤勉手当の支給率が均等になるよう配分するため、所要事項を改正する。

2)改正事項 別表の改正

(1)別表第1 給料表（第3条関係）

(2)別表第8-1 期末手当及び勤勉手当の支給率（第13条関係）

- ・実施の時期 1 第3条の一部改正は、令和8年3月18日から実施し、令和7年4月1日から適用する
- 2 第13条の一部改正は、令和8年3月18日から実施し、令和7年6月1日から適用する。
(給与の内払い)
- 3 改正後の規程を適用する場合に、改正実施日以後に在職する職員に対し、改正前の規程に基づいて支給された給与は退職手当を除き、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

2 給与規程の一部改正

1)改正理由 (1)愛知県職員の扶養手当の見直しを参考に、所要事項を改正する。
(2)国家公務員の通勤手当の見直しを参考に、所要事項を改正する。

2)改正事項 (1)条文の改正

第7条第2項第1号を削り、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

(2)別表の改正

ア 別表第3 扶養手当（第7条関係）

イ 別表第5 通勤手当（第9条関係）

ウ 給与様式第1 扶養親族届（第7条関係）

エ 給与様式第2 扶養手当認定簿（第7条関係）

オ 給与様式第2の補助様式3 共同扶養する子に関する申告書（第7条関係）

- ・実施の時期 第7条及び第9条の一部改正は、令和8年4月1日から実施する。

2 組 織

(1) 会 員

地区名	7. 4. 1 会員数	加入 (移動)	脱退 (移動)	8. 3. 31 会員数	地区名	7. 4. 1 会員数	加入 (移動)	脱退 (移動)	8. 3. 31 会員数
宇津江	4			4	向山・新宅	2			2
江比間	35		1	34	保 美	37			37
馬 伏	1			1	中 山	27			27
村 松	3			3	小 中 山	39		1	38
八王子	2			2	西 山	6			6
伊川津	10		1	9	亀 山	5			5
石 神	9		1	8	土田・和地	13		1	12
高木・折立	25	1		26	小 塩 津	5	1		6
古 田	28	1	2	27	堀 切	16			16
沢・紺屋	20			20	日 出	5	1		6
下 地	21		1	20	伊 良 湖	25	1		26
原 東	12			12	そ の 他	26		1	25
原 中	31		1	30					
原 西	11			11	合 計	418	5	10	413

(2) 役 員

会 長	森 下 直 樹	理 事	宮 川 明 弘	理 事	山 本 達 弥
副会長	宮 本 智 弘	〃	渡 辺 要	〃	杉 浦 かおる
〃	荒 木 誠 一	〃	亀 井 等	〃	渡 辺 幹 和
理 事	盛 田 健 彦	〃	白 谷 隆 一	〃	間 瀬 祐 一
〃	中 川 富次郎	〃	高 橋 栄 友	〃	石 倉 一 造
〃	渡 會 寿 澄	〃	河 合 博 司	〃	長 神 利 行
〃	大久保 典 秀	〃	川 口 真	〃	太 田 朋 成
〃	村 上 雄 一	〃	加 藤 弘 一	〃	上 村 好 美
〃	杉 浦 学	〃	森 下 幸	監 事	榭 原 晴 幸
〃	清 田 勉	〃	瀧 栄 一	〃	間 瀬 和 幸

3 事 務 局

(1) 事務局機構

事務局 長	森 下 近 生
経営指導員	川 口 和 也、荒 木 宏 文
補助員	河 辺 厚 子
記帳指導職員	梶 山 真希子、岩 瀬 大 典、宮 川 小百合、木 村 さと子

(2) 庶務関係

ア 監事による監査

令和7年4月22日、監事により令和6年度事業関係書類及び会計関係書類の監査を受けた。

イ 行政庁による指導検査

令和7年10月24日、愛知県東三河総局企画調整部産業労働課 鈴木課長補佐、中林主事、田中主事より指導検査を受けた。

ウ 行政庁に対する届出

令和7年5月20日、「令和6年度決算関係書類」を田原市に提出。

4 会 議
 (1) 総 代 会

会 議 名	開催月日	開催場所	会議の目的たる事項
第65回通常 総 代 会	7. 5. 14	福江市民館	1. 定款の一部改正について 2. 令和6年度事業報告書、一般会計収支決算書、 貸借対照表、財産目録 同 労働保険事務組合特別会計収支決算書 同 地域活性化事業特別会計収支決算書 同 街路灯設置事業特別会計収支決算書 の承認について 3. 令和7年度事業計画書(案)、一般会計収支予算書(案) 同 労働保険事務組合特別会計収支予算書(案) 同 地域活性化事業特別会計収支予算書(案) 同 街路灯設置事業特別会計収支予算書(案) の決定について 4. 収支予算科目款内の相互流用承認について 5. 取引金融機関の決定について 6. 借入金最高限度額の決定について 7. 役員補欠選任について

(2) 理 事 会

会 議 名	開催月日	出席者数	議 題
第1回理事会	7. 4. 22	19名	1. 令和6年度事業報告書、一般会計収支決算書、貸借対 照表、財産目録、特別会計収支決算書承認について 2. 令和7年度事業計画書(案)、一般会計収支予算書(案) 特別会計収支予算書(案)承認について 3. その他総代会議案について 4. 新規会員加入承認について
第2回理事会	7. 6. 10	17名	1. 新規会員加入承認について 2. 当面の事業について 3. 各分会・支部・委員会からの報告 4. その他 (DX推進セミナー・榑田原観光情報サービス センター出資・役員視察旅行・地域通貨)
第3回理事会	7. 7. 22	16名	1. 商工会諸規程「準則」等の一部改正について 2. 新規会員加入承認について 3. 各分会・支部・委員会等からの報告 4. 会員加入勧奨について 5. その他 (役員視察旅行・各種セミナー開催・オフロー ドドライブスロン協賛)

会議名	開催月日	出席者数	議 題
第4回理事会	7. 9. 17	22名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業共済制度について 2. 事業継続力強化支援計画について 3. 経営発達支援計画法定経営指導員の変更について 4. 各分会・支部・委員会等からの報告 5. 会員加入勧奨について 6. その他（役員視察旅行・伊良湖サンセットロード署名・田原市への陳情・華山塾記念講演会・商工会ビジネスプラスカード紹介・三遠ネオフェニックス協賛・あつみの市レイイベント情報）
第5回理事会	7. 11. 25	20名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新規会員加入承認について 2. 各分会・支部・委員会等からの報告 3. その他（役員視察旅行・伊良湖サンセットロード署名・三遠ネオフェニックス田原市デー・東三河経済フォーラム開催）
第6回理事会	8. 1. 20	16名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新規会員加入承認について 2. 給与規程「準則」の一部改正案について（事前提案） 3. 各分会・支部・委員会等からの報告 4. その他（求人向け初めてのハローワーク・みんなのあつみカフェ・まちの対策室・中小企業共済加入協力・河津桜ライトアップ・ココナッツビーチ伊良湖（ビーチバレー）開催・渥美青色申告会の今後について）
第7回理事会	8. 3. 18	19名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款の一部改正について 2. 運営規約の一部改正 3. 給与規程「準則」の一部改正案について 4. 新規会員加入承認について 5. 令和7年度見込み決算について 6. 各分会・支部・委員会等からの報告 7. その他（A I セミナー毎年開催）